

補助金交付までのお手続き

- 1 「事業認定申請書」による申請** 契約※1締結日の30日前まで
↓ **受理・審査／事業認定通知** (3~4か月程度かかります)
- 2 事業実施** 事業認定申請日の翌日以降
・契約締結(建物賃貸借、工事、または取得) ・対象雇用者の名古屋市内への住民登録の移転
・機器等購入(発注) ・本市への本店登記の移転
・備品等の移動、運搬
↓
- 3 事業完了(事業所の開設)**
↓
- 4 「交付申請兼実績報告書」による申請**※2 事業所開設日の属する年の翌年の4月1日~同月30日
↓ **受理・審査・検査／現地確認／交付決定兼補助金額確定通知** (3~4か月程度かかります)
- 5 「交付請求書」による請求**※2 交付決定兼補助金額確定通知日の翌日以降
↓ **受理・審査**
- 6 補助金交付**※2※3

※1 契約とは、賃借型の場合は建物賃貸借契約を、所有型の場合は建物建設工事、または売買契約をいいます。
※2 賃借型については、最長4回(4年)交付申請兼実績報告を提出いただく必要があり、交付年度ごとに上記④~⑥の手続きを行います。
※3 前年度に支払いが完了した補助対象経費(2年目以降は建物賃借料のみ)を翌年度に補助金として交付します。

受付及びお問い合わせ

名古屋市 経済局 イノベーション推進部 産業立地交流室 産業立地交流係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(名古屋市役所本庁舎5階)

TEL:052-972-2423 | FAX:052-972-4135

MAIL: a2423@keizai.city.nagoya.lg.jp



本社機能等立地促進補助金制度のご案内

名古屋市に本社機能等を移転、
または新たに開設する企業に対し、経費の一部を補助します。

補助金額:

最大 **10億円**

雇用加算:

最大 **100万円/人**

補助対象経費

- 建物賃借料
- 建物建設工事費
- 建物取得費
- 機械設備等購入費
- 移転に係る運搬費

補助金概要

- 補助率 : 上限50%
- 本店登記加算 : 名古屋市に本店登記した場合、最大500万円

東京23区内からの移転型

その他地域からの移転型

(ただし愛知県・岐阜県・三重県内に本店登記を有する企業は除く。)

進出形態※1		事務所・研究所(工場及び工場併設の場合は対象外)であって本社機能等を有すること(本社機能等とは、以下の区分に該当する機能を有するものをいう。) (1)企業全体を統括する意思決定機関(本社) (2)全社的な業務を担当する部署として位置づけられた調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門(営業のみを行う事業所及びコールセンターは除く。) (3)研究施設(事業者による研究開発において重要な役割を担うものに限る。)		進出形態※1	
補助対象産業分野		全業種		全業種	
種別※2		賃借型	所有型	賃借型	所有型
補助要件	名古屋市内に移転、または新たに開設する予定の補助対象施設の面積	延床面積が150㎡以上(大企業の場合は、300㎡以上) (事務室、会議室、研究室、役員室の床面積の合計で食堂、更衣室、展示施設、自社の社員以外を対象として実施する研修等のための施設、倉庫等は対象外とする。)		延床面積が300㎡以上(大企業の場合は、500㎡以上) (事務室、会議室、研究室、役員室の床面積の合計で食堂、更衣室、展示施設、自社の社員以外を対象として実施する研修等のための施設、倉庫等は対象外とする。)	
	雇用	新たに本市内の事業所に従事する正規常時雇用者数15人以上(大企業の場合は、30人以上) ただし、上記の正規常時雇用者は次の(1)、または(2)の要件を満たすこと (1)3分の1以上が本市内に住民登録する者 (2)3分の2以上が愛知県内の自治体に住民登録する者(補助金の交付を申請する時点で、満たしていること。補助金の事業認定申請時点では、雇用要件を満たす見込みの提示で可とする。)		新たに本市内の事業所に従事する正規常時雇用者数30人以上(大企業の場合は、50人以上)	
	投資額	要件なし	補助対象施設に係る投資額が 中小企業の場合:1億円以上、 大企業の場合:5億円以上	要件なし	補助対象施設に係る投資額が 中小企業の場合:1億円以上、 大企業の場合:5億円以上
	創業	創業後、5年以上経過していること(法人資格取得後)		創業後、5年以上経過していること(法人資格取得後)	
	その他の要件等	(1)本社機能等の移転を公表すること (2)申請者が自ら単独で使用する施設であること (3)所有型の場合は、申請者が自ら所有する施設であること (4)居住施設、または宿泊施設を申請する施設内に有しないこと (5)本市の他の補助制度の交付対象となっていないこと (6)事業認定申請日から3年以内に補助対象施設を開設すること (7)面積要件の延床面積は、補助対象施設の床面積のみを満たすものであること			
補助対象経費	種別経費※3	①建物賃借料(36ヶ月分)	②建物建設工事費、または建物取得費	①建物賃借料(36ヶ月分)	②建物建設工事費、または建物取得費
	共通経費	③機械設備・什器備品購入費(消費税を除く取得額が50万円以上であること。リース契約及び賃貸借による場合は、対象外。各種ソフトウェアを含む。) ④移転に係る運搬費(法人の移転に係る直接的経費のみ、段階的に移転する場合は、1回目の移転の日から6ヶ月以内で、同一年度内であれば補助対象とする。) ⑤その他移転に係る事務経費として市長が認めるもの			
補助率	種別経費①×50%※4、共通経費×50%	種別経費②×12%、共通経費×50%		種別経費①×50%※4、共通経費×20%	種別経費②×10%、共通経費×20%
補助限度額※5	1億円(1社あたりの総額)	10億円(1社あたりの総額)		5千万円(1社あたりの総額)	5億円(1社あたりの総額)
加算制度	雇用加算	補助対象施設で勤務する正規常時雇用者のうち、本社機能等の移転に際し、 東京23区内から本市に住民登録を移転した場合(補助対象施設の開設日の前後60日以内)※6: 1人あたり100万円を加算		補助対象施設で勤務する正規常時雇用者のうち、本社機能等の移転に際し、 名古屋市内から本市に住民登録を移転した場合(補助対象施設の開設日の前後60日以内)※6: 1人あたり50万円を加算	
	本店登記加算	本市内に本店登記を移転した場合(交付申請日までに完了していること):500万円		本市内に本店登記を移転した場合(交付申請日までに完了していること):300万円	
申請期限	建物の賃貸借契約締結日の30日前まで		建築工事契約の締結日の30日前まで、 または建物の売買契約締結日の30日前まで	建物の賃貸借契約締結日の30日前まで、 または建物の売買契約締結日の30日前まで	

※1:工場、コールセンター、物流センター、研修所、診療所、介護サービスを行う事業所、託児所、職業訓練校、宿泊施設などの用途に供する施設は、本補助制度の対象となりません。
 ※2:賃借型と所有型の併用はできません。
 ※3:生産施設、研修室、ショールーム、倉庫、更衣室、食堂などが補助対象施設に含まれる場合は、その面積を除いた面積が本補助制度の対象となり、建物賃借料や建物建設工事費に含まれる場合は、それぞれの経費を面積按分し、補助金額を算出します。また、所有型の場合で、建物建設工事費に駐車場、門扉などの外構工事や各種設備工事が含まれている場合は、補助の対象となる施設が、主に使用すると判断されるものについては、補助対象経費とします。この場合、既存施設の撤去・改修工事費は、対象外となります。
 ※4:賃借型の場合は、事業認定通知書に記載される補助金交付申請期間の属する年度を初年度とし、最長4年間にわたり補助金(2年目以降は建物賃借料のみ)を交付します。この場合、年度毎に補助金の交付申請が必要です。

※5:ただし、加算分については、補助限度額から除きます。
 ※6:正規常時雇用者とは、事業所に勤務する労働者で雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する一般被保険者(短時間労働被保険者を除く)である者をいいます。
 ●本補助制度で定義する中小企業者とは、中小企業基本法で定められている範囲で、それ以外は、大企業者となります。
 ●補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から、10年以内に補助対象の事業所を休・廃止した場合などには、交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還していただくことがあります。
 ●その他、本補助金の詳細は名古屋市内本社機能等立地促進補助金交付要綱等によります。